

第2回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

平成23年9月6日代表者会議終了後
議事堂2階201委員会室

1 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題について

2 その他

添付資料

- | | |
|-----|---|
| 資料1 | 三重県議会基本条例の検証について各委員から提出された意見 |
| 資料2 | 三重県議会基本条例の検証に当たり、検討すべき事項に関する現状や課題等について各委員意見 |
| 資料3 | 三重県議会基本条例における条項別取組状況 |

議会基本条例検討会 意見

文責：稲垣昭義

- ① これまでの議会基本条例には政策立案、政策提言には触れられているが、更にすすめて政策形成機能について規定すべきではないか。
⇒政策形成機能を充実させるため、専門的知見の活用や議会事務局の強化が必要である。
【参照：旭川市議会基本条例】
- ② これまで各派政策担当者会議にて非公式に請願者からの聞き取り機会を設けているが、請願・陳情等の意見陳述機会を確保するよう規定すべきではないか。
- ③ 議決責任について問われることが多いため、条例にしっかりと規定すべきではないか。【会津若松市議会基本条例】
- ④ 議員の賛否状況の公表や委員会資料の事前公表を既に行っているが、条例に規定してはどうか。
- ⑤ ①の政策形成機能を強化するため議会事務局の充実を規定してはどうか。特に本年から全国議長会会長を排出していることもあり強化すべきと考える。
- ⑥ 第12条の附属機関について委員の身分や待遇等を規定しておくべきではないか。

議会基本条例見直し検討会 検討すべきと考える事項や課題など (日沖正信)

○当該条例が、議会における最高規範であることを明文化してはどうか！(前文)

理由＝他の自治体で明確に記しておられるのを参考にして、明記しておくべきと考えた

○(定義)の条文を追加し、用語の意義を定めたらどうか！

理由＝他の幾つかの自治体の条例にみうけられる。県民に分かりやすく、また条例の体裁を整えるためにも

例えば・・・知事等、委員会等、検討会等、会派、などの用語について

○「議会に関心が持たれているか、また議会活動の成果に対する県民からの理解や評価はどうか、についてあらゆる機会、方策を駆使して、常に的確な把握に努めること。」のような趣旨の条項を追加してはどうか！〔例えば3条に〕

理由＝政策立案、政策提言などの議会活動は、なかなか一般的に県民に伝わりにくいし関心ももたれにくい。また、三重県の議会改革がいかに先進的であろうとも、その評価の実感は多くの県民が共有でいては残念ながら言えない。県民が主人公の県政において、県民意識、県民評価は的確に把握し、議会運営をしなければならない。

よって今後、より議会活動の現状、成果、議会改革の評価など、議会が率先して県民と共有できる環境を築く姿勢だけは、条例の中で明確に示すべきと考えました。

○議員の責務(責任)をより明確にするという観点から以下のようなことを検討してはどうか！〔4条関係〕

・議会としての意志決定、政策決定(議会運営も併せて)を県民に対して説明する責務を有する。〔4条3を詳しく〕

・議員の賛否を速やかに公表する。〔4条〕

・議会、議員には、議決責任というものがあることを明確に盛り込む。〔4条〕

理由＝他の自治体の多くの条例と比較して、責務(責任)について、より具体的に、明確に記する必要があると考えた。

○「会派は、議員が責務を果たすためにおこなう活動を支援するものとする。」を項目に追加してはどうか！〔5条〕

理由＝会派の議員個人へのサポートは、いうまでもないことだが、他の条例では記しているところもある。追加するとより整った形になるのではないか。

(関係：会派の定義は必要か？)

○議会運営の原則や在り方で、円滑かつ効率的に・・・に加えて公平性、透明性、公正性、県民に開かれたなど追記してはどうか！〔6条〕

理由＝他の自治体の条例でを参考しているが、県民を代表する議会としての姿勢をより丁寧に表記すべきとかがえるので。

○議会として「政策形成機能を高める」ということについて、盛り込むことを検討してはどうか！〔11条あたり〕

理由＝更に議会の目的を達成していくために、政策形成の機能の向上がはかっていくことは不可欠だから。

○（予算の確保）円滑な議会運営を実現するため、必要な予算確保についての条文を入れているところがあるが、参考に検討してみてはどうか！（例：会津若松市議会）〔11条あたり〕

理由＝議会の機能を十分に発揮するためには、必要なことであるので。

○付属機関の委員の身分、報酬等の待遇を条例で明確化（第12条の2項にいは）

理由＝このことについては、明らかに不備な点と考えるので、今回の検討の機会に是非明確化をはかるべき。

○議会の会期を条文で明示することを検討してみては！（関係：定例会の回数） 議会の機能の強化のところ

理由＝三重県議会は、会期の考え方についても進んだ県であるはずなので、他の自治体の条例に見られるところもあるように、かきこむべき。

○（請願・陳情等の意見陳述機会の確保）請願を県民等の政策提言として捉え、必要があるときは紹介議員又は請願者に説明を求め適切に処理する・・・のような旨の内容追加を検討してはどうか！〔18条〕

理由＝他の条例でこのような規定がされているので参考にした

○県民及び市町村との意見交換の場とか議会報告会などについて、設けることを条項にもりこむことについて、他の県や市の条例で見ることができるが、検討してみる課題と考える。〔18条あたり〕

理由＝現実の実施手法にういては難しいところもあるが、県民の多様なニーズや、行政課題へ意識など、広く把握をし政策に反映させることは必要なことだから。また、他の自治体では条例にいられておられるところもあるので、実際の運営状況も調査しながら検討してみては？

○議会並びに議長を補佐する特別職を任命することが可能となるよう、条例に規定しておく。（議会事務局 25条）

《その他》◇・・・等という言葉は、削除してかまわないものは整理したらどうか？

例えば 「政策提言等」⇒「政策提言」に（第15条中など）

■反問権については、議論のあるところであるが、知事側が必要かどうかのことであり、議会基本の条例で規定する必要はないと考える

議会基本条例検討会 意見について

- 1 「政策形成機能」について
議会の監視機能と立法機能だけでなく、政策形成機能を明記し規定すべきではないか。(旭川市議会基本条例、地制調の答申参照)
- 2 「通年制議会」について・・・検証、検討プロジェクト
- 3 「議会報告会」について
議会が政策形成をして政策提言をするだけでなく、県民に報告し理解を深める場を設置すべきではないか。
- 4 「議決責任」について
議会の議決責任について、基本条例にはっきりと明記し規定すべきではないか。
(会津若松市議会基本条例参照)
- 5 「議会事務局体制の強化」について
議会の政策形成能力を高めるためにも、議会に政策秘書を置くことを明記し規定すべきではないか。(議長の政策秘書の設置・・・鳴門市議会基本条例参照)
- 6 「議員の賛否状況の公表や委員会資料の事前公表」について
すでになされているが、基本条例に明記し規定すべきではないか。

後 藤 健 一

議会基本条例の文言通りに現実の議会運営が行われているのか、あるいは文言と現実乖離があるのかについて、5月と6月の会議しか経験していない1期生の立場として、把握できているとはいえません。そこで、新たに制定された他道府県や市町の議会条例と比較して、検証検討を進めるポイントとして想定される項目を考えてみました。

1. 「知事等の反問」、「知事等による確認」、「知事等の質問趣旨確認」について

本会議および委員会における質疑および質問に対する説明をよりの確に行うことができるようにするという目的で、議長・委員長の許可のもと、答弁に必要な範囲内で「反問」あるいは「確認」を規定することについてどう考えるのか。

2. 「会期」、「議員報酬」、「議員定数」について

現在基本条例とともに「会期」についても検証検討が進められている。また、今年度「議員報酬」についての調査期間も設置され検討されている。さらに今後「議員定数」についての検討も課題として挙げられていると聞いている。

このような状況から、「会期」、「報酬」、「定数」について、それぞれの検討結果を受けて新たに議会条例に規定するのか、あるいは現在の個別の条例として今後も規定していくのか、考えてみてもいいのではないかと。

課題

三重県議会基本条例の検証に当たり、下記に、検討すべき事項について現状や課題などを分かりやすくご説明ください。

課題についての **西場信行** 意見

1．第3条（基本方針）

議会が、決議・意見書などで県、国等へ意思表示をおこなう旨記載。

2．第4条（議員責務及び活動原則）

議員活動を規呈し、本会議委員会等審議、政策形成、広報広聴の他、公的行事への参画も加えること。

3．第5条（会派）

第4条の議員責務を果たすため、会派所属の各議員の活動を支援する旨、記載。政策立案、予算要望、広報広聴の実施主体。会派間の調整で議会運営に協力の旨記載。

会派に所属しない議員への配慮（岩手県参考）。

4．第8条（知事との関係）

議決権と執行権の互いの役割を明記した上で、二元代表による適切な緊張関係を保持する旨記載。

5．第12条、第13条、第14条（附属機関、調査機関、検討会）

法改正による第100条の2、専門的知見の活用規呈の一環であることを記載（条項の一本化を検討）。

6．第17条（政務調査費）

- ・議員活動基盤強化・充実のため支出する旨記載（奈良県参考）
- ・第4条に規呈する議員活動に係る調査研究や広報広聴等に資する経費として支出できる旨、記載。

7．第22条、第23条（政策推進会議、交流連携）

議会改革の条項にまとめて、改革の方向を明示（地方分権の進展に対応する改革の必要性を強調）。

8．その他追加事項として、議員連盟、議決事件、知事等の質問趣旨確認発言について検討。

課題

三重県議会基本条例の検証に当たり、検討すべき事項についての現状や課題など

(1)(議員の責務及び活動原則)第4条第4項

議場での質疑及び質問は対面演壇において行なうこととされているが、議員に向かって呼びかけながら質疑及び質問をする機会を完全に除いてしまってよいのか改めて検証してはどうか。

<参考>

平成19年第一回定例会で橋川議員がこれからの議会と知事とのあり方についての質問を「議員の集合体である議会としての賛同を求めつつ知事に質問するには議員に向かって質問するのがふさわしい」との理由で議長席前の演壇から行ないたい旨の要望が出されたが議運で認められなかったことがあった(記憶がある)。その際の議事録があれば参考にしてはどうか。

(2)(会派)第5条

「会派」の定義づけは地方自治法でも条例でも行われていないが、今後の議会活動を鑑みてその定義を明文化するメリット、デメリットを検討してはどうか。

その上で定義づけが必要となった場合には本条において定義を行なうべきだと考える。

なお、国会法における会派の位置づけについての状況も参考にしてはどうか。

(3)(議会運営の原則)第6条第1項、第2項

第1項に「円滑かつ効率的な運営に努め」とあるが、他の府県で記述されている「公平性」「公正性」「透明性」といった観点を追記する必要はないか(第25条第1項とも関連)。

また、第2項に議長、副議長の選出経過を明らかにすることが記載され、(公務扱いとならない?)所信表明会を公開で行なっているが、本会議の場で公式な議事のなかで議事録に残る形で所信表明を行なう仕組みは導入できないか検証してはどうか。

(4)(議会の説明責任)第7条

この条文は第6章「県民との関係」に位置づけるのが適当ではないか。

また、議会の議決権限に属する重要な政策課題について住民投票を議会が実施し、その結果に基づく(あるいは尊重する)政策決定をする「県民投票制度」の導入の可否について検討してみてもどうか。

(5)(知事等との関係の基本原則)第8条

予算決算常任委員会など事前通告のない場合に、議長(委員長)の許可のもと答弁に必要な(=論点を整理するための)範囲内で質疑等の趣旨を知事や部長などが

確認できる「反問権」の導入を検討してみてもどうか。

(6)(監視及び評価)第9条

議会が必要と認める(または議長が承認する)とき、知事等に対して資料の提出や書面による意見の開陳、説明等を求めることができる国会の質問主意書に準じた制度の導入を検討してみてもどうか。

ただし、地方自治法第100条に基づく「100条調査会」とのすみ分けを考慮する必要はある。さらに現状の執行部対応に課題はないと考えるならば導入すること自体の意義、執行部の負担増への配慮なども検討にあたっては必要である。

(7)(議会の機能の強化)第11条

議会運営の原則を定めた第6条にも同趣旨の規定があり、削除することを検討してみてもどうか。あえて明文化する理由が乏しいと考えられる。

(8)(附属機関の設置)第12条

第13条の調査機関や第14条の検討会において調査対象となる「県政の課題」を附属機関において審査・諮問・調査を行なう規定になっていない現状(附属機関、調査機関、検討会の設置目的)の再検証をしてはどうか。

何らかの理由により3つの機関の設置目的、メンバーをすみ分けたものと考えますが、これまでの実績も踏まえ改めてそのコストや成果、機動性、事務局職員の負担など新たな視点も含め検証してはどうか。

(9)(議員間討議)第15条

議員間討議を充実させるための仕組みを規定できないか検討してはどうか。

(10)(交流及び連携の推進)第23条

海外の自治体議会等との交流を規定に加える必要はないか。

第5章 「議会の機能の強化」における検討課題

・ 知事等への「反問権」の付与

反問権の付与については、現時点では、私はあまりその必要性を感じません。(条件付賛成)

本来、執行部は議会および議員より、政策や施策、さらには法令、条例に対して資料や情報を多く持っており、職員体制も充実しています。その執行部側が、これら資料等をいたずらに提供せず、にもかかわらず、議会、委員会等で反問権を行使するようなことがあれば、それはあまりフェアではないと考えます。ゆえに、反問権の付与を条例中に規定する場合は、それまでの条件整備、および環境整備を行っておく必要があると考えます。

・ 「文書質問」制度の制定

議員が、知事等執行部に対して、代表質問、一般質問、議案質疑などに加え、文書による質問を行うことができるよう規定を整備します。

質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書に具体的に記載します。質問書は、議長を経由して執行部に送付し、執行部は速やかに回答をするものとします。(例：四日市市議会基本条例)

第6章 「県民との関係」における検討課題

・ 議長の情報発信

議長の情報発信については、現在、月1回の「議長定例会見」を開催しているところではありますが、この定例会見(議長が議会を代表して、様々なメディアを通しながら、県民に対して、議会における決定事項や決定に至った経過などを積極的に情報提供する場)を、条例中(第19条)に規定します。

・ 「議会報告会」の開催

三重県議会は、議会基本条例第4条(議員の責務および活動原則)の3項において、「議員は県民に対して説明する責務を有すること」と規定しています。この責務は、議会が独任制のものではなく、合議制のものであることを考えると、議員個人に課せられているのと同時に議会全体にも課せられていると解することができます。

また、議会は、県民の意思の繁栄や、それを実現するための具体的手段などについての議論を行うだけでなく、今後は、議会における政策決定の過程の討議などが、県民の代表である議会から県民に直接説明される作業が大事であると考えます。

ゆえに、今回の課題提案では、すでに一部市町議会の議会基本条例で規定

されている「議会報告会」の設置および実施について提案します。(願わくば、努力規定の条文ではなく、義務規定の条文を期待する。)

その他新たに条例に盛り込むべき項目

- ・ 定数および選挙区

今後の自治のあり方、および議会、議員のあり方を考えた場合、また、県民とともに歩む議会を創り出すためにも、議会基本条例に「定数および選挙区」に関する条文を新たに加え、議会が、この「定数および選挙区」について、「県民の意思などが的確に反映されるよう不断の見直しを行う姿勢」を明記するべきであると考えます。(例：北海道議会基本条例など)

- ・ 議員報酬

議員報酬についても、今後の自治のあり方、および議会、議員のあり方を考えた場合、条例中にその定義および議会としての考え方を明記するべきです。

議員は、県の意思決定などについて県民を代表しており、また、その議員報酬は、議員活動への対価であり、多義にわたる議員活動を反映するものとして条例中に定めるべきであると考えます。

三重県議会基本条例の検証に当たり、検討すべき事項に関する現状や課題等について各委員意見

※ 関係条文は、現行の条例における規定と最も関連が深いとみられる条文を記載。なお、仮に条例を改正することとなった場合、必ずしも当該関係条文を改正するというものではなく、他の条文を改正する方法や新規に条文を設ける方法等を含めて総合的に検討するもの。

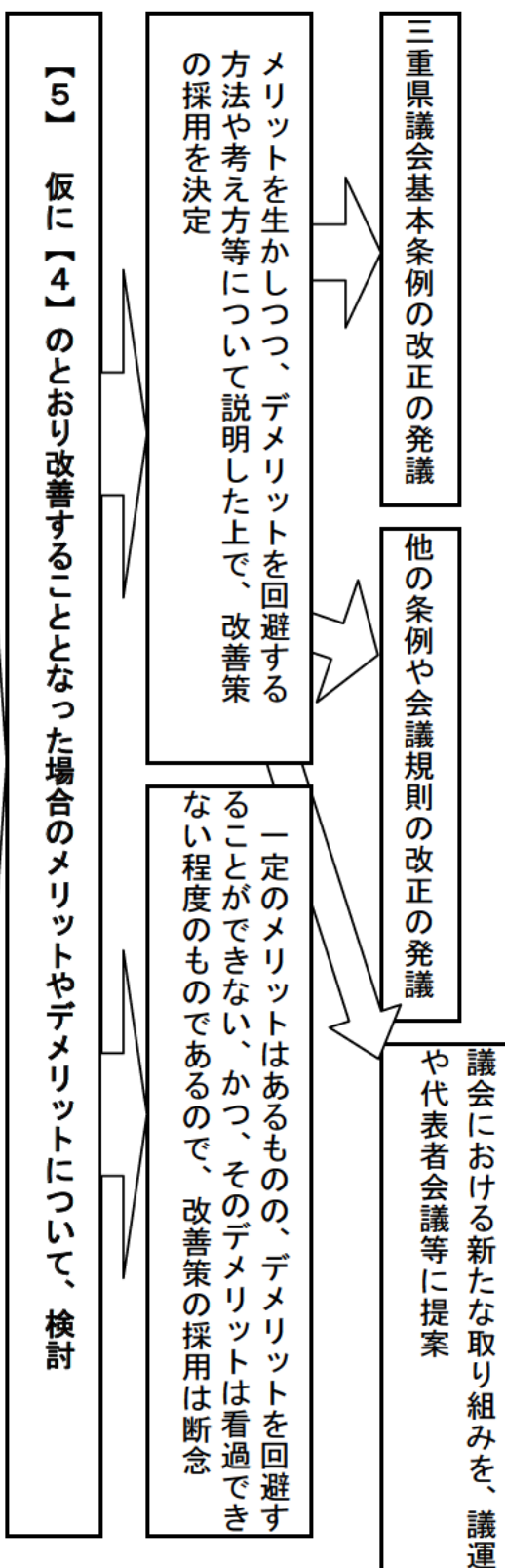
各委員からの意見

斜字・マーカーは、提出された意見から推測したもの

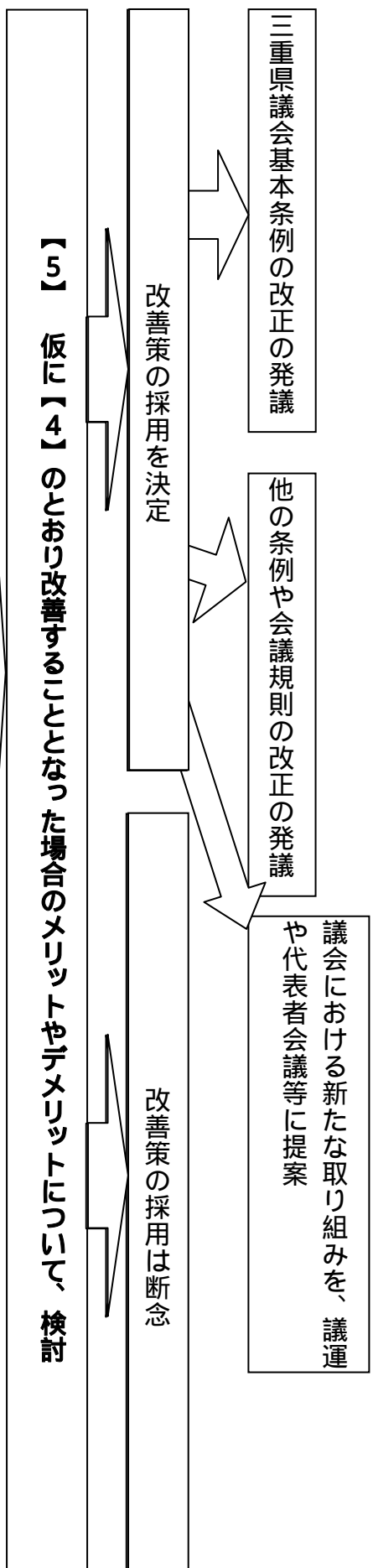
◆ 斜字は、地方自治法や三重県議会基本条例等の規定からの抜粋等

| 【1】 関係条文 | 【2】 現状又は現状についての認識 現状は、〇〇〇〇である 現状を〇〇〇〇と認識している など | 【3】 課題 左記の現状について、 〇〇〇〇であるため問題である 看過できない 改善されなければならない など | 【4】 改善意見 左記の課題を解決するため 条例における規定を強化すべきである 直接条例の規定には関係ないが〇〇〇〇の取組 を始めるべきである など |
|---------------------------------------|---|--|--|
| I. 最高法規 | | | |
| 前文関係 | 他の自治体の議会基本条例の中には、当該条例が議会における最高規範である旨を規定するものがある(日沖) | | 三重県議会基本条例が、議会における最高規範であることを、前文等において明記すべきである(日沖) |
| II. 用語の定義 | | | |
| 新規 | 知事等や委員会等、会派などの用語の定義が設けられていない(日沖) 会派の定義が、地方自治法でもこの条例でも設けられていない(中嶋) | 用語の定義が設けられていないため、この条例が県民にとって分かりにくい。 また、そのために、この条例の体裁が整っていない。 | 例えば知事等や委員会等、会派などの用語について、改めて条文を設け、定義を明記することによって県民に分かりやすくするとともに、この条例の体裁を整えるべきである(日沖) |
| III. 議決責任 | | | |
| 第4条関係 | この条例には、議決責任について規定されていない。他方、他の自治体の議会基本条例の中には、議決責任を規定するものがある。(日沖、後藤) 〇〇〇〇から議決責任について質問を受けることが多い(稲垣) | | 議会又は議員の議決責任について、条例で規定すべきである(稲垣、日沖、後藤) |
| IV. 政策形成 | | | |
| 第3条第3号、第10条関係 | この条例には、議会の政策立案及び政策提言については規定されている。しかし、政策形成については規定されていない(稲垣、後藤) | 〇〇〇〇という議会の目的の達成のため、政策形成の機能の強化が必要である(日沖) | 政策立案又は政策提言の過程である政策形成についても、条例で規定すべきである(稲垣、日沖、後藤) |
| V. 議会運営、知事等との関係の基本原則、質問の趣旨の確認等 | | | |
| 第4条第4項関係 | 本会議場での質疑及び質問において、議員に対して質疑及び質問することができない(中嶋) ◆ 議提議案に対する質疑をすることができる。 | 他の議員の主張する政策に対して、質疑又は質問することにより、当該政策に関する議論を深めたり、当該政策の適否について県民に訴えたりすることができない。 | |

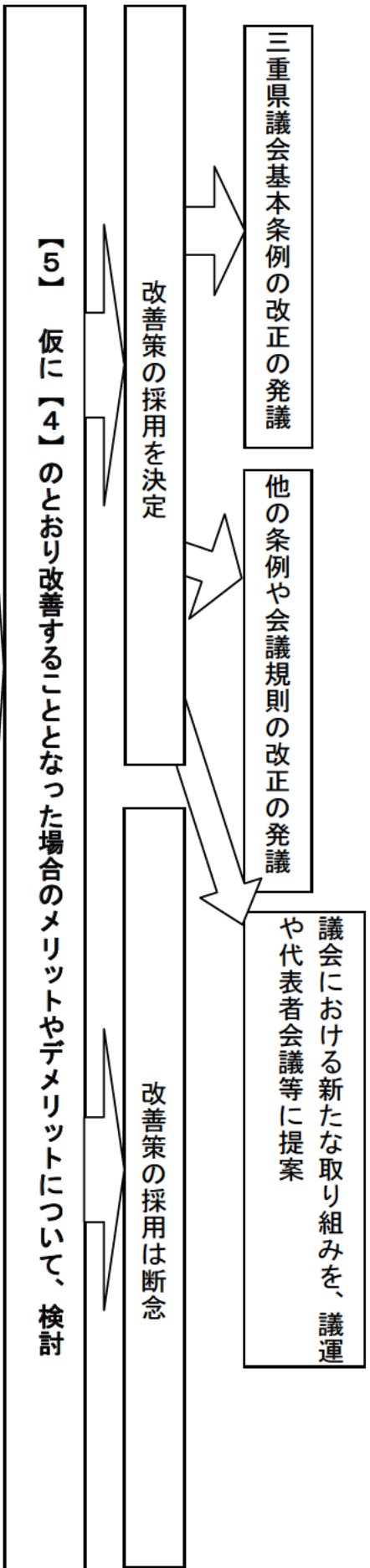
今後プロジェクト会議において十分に検討



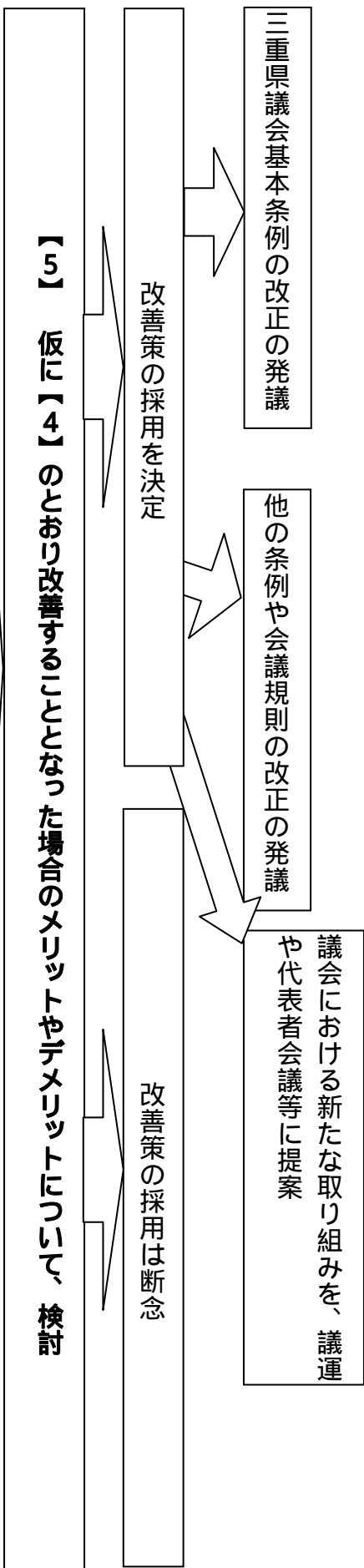
| 【1】関係条文 | 【2】現状認識 | 【3】課題 | 【4】改善意見 |
|--|---|---|--|
| ・議会運営、知事等との関係の基本原則、質問の趣旨の確認（反問権）等 | | | |
| 第6条第1項関係 | 他の自治体の議会基本条例の中には、「公平性」や「公正性」、「透明性」について規定するものがある(中嶋) この条例において、県民を代表する議会の姿勢が、あまり丁寧に規定されていない(日沖) | 県民を代表する議会の姿勢は、十分丁寧に規定される必要がある(日沖) | 議会運営の原則として、議会の円滑かつ効率的な運営に加え、「公平性」や「公正性」、「透明性」についても規定するべきである(中嶋、日沖) さらに、「県民に開かれた」といった姿勢を、重畳的に規定するべきである(日沖) |
| 第6条第2項関係 | 第6条第2項の規定に基づき、議長及び副議長の立候補者は公開の場で所信表明をしている。しかし、これは本会議で行っている訳ではない(中嶋) | 議長等への立候補者による所信表明のテレビ中継やインターネット中継が行われず、県民がその所信を視聴できない。また、議事録も公開されていない。 | 本会議で、議長及び副議長への立候補者は所信表明を行い、その上で選挙することにより、所信表明を議事録として残すべきである(中嶋) |
| 第8条関係 | 地方自治法96条に議会の議決権及び第138条の2に執行機関の執行権が、それぞれ規定されている。 | 議会の議決権及び知事等の執行権が条例で規定されていないために、それぞれが侵害される懸念がある。 | 議会の議決権及び知事等の執行権という双方の役割を条例で規定すること(西場) |
| 第8条関係 | 予算決算常任委員会やその他の各常任委員会など質問等の事前通告が行われない会議において、議会の側からの質問に対して、知事等執行部は質問の趣旨を確認することができない。 現時点では、反問権の付与は不要と考える(中川) | 知事等執行部は、議会の側からの質問を十分に理解することができず、的確な答弁が行われないことがある。また、傍聴する県民にとって、質問や答弁が分かりにくい可能性がある。 知事等執行部は、議会や議員より政策や施策、法令等に関する情報を多く有しており、補佐する職員も充実している。知事等執行部がこれらを独占して反問権を乱用することになると、県民の代表である議会が必要な情報や説明を得られなくなる懸念がある(中川) | 予算決算常任委員会やその他の各常任委員会など質問等の事前通告が行われない会議において、知事等執行部が委員長等の許可を得て答弁に必要な範囲内で、又は論点を整理するために質問等の趣旨を確認することができる規定を設けるべきである(西場、中嶋、藤根) 仮に、反問権の付与に向けて検討する場合には、所要の条件や環境の整備を図る必要がある(中川) |
| ・広報広聴 | | | |
| 第7条関係 | | | 第7条(議会の説明責任)は、第6章「県民との関係」に位置付けるべきである(中嶋) |
| 第4条第3項 | 議会において、政策形成の上政策提言等することについては規定されている(後藤) 議会としての意思決定、政策決定を県民に対して説明する責務を有する(日沖) 第3条第1号、第4条第3項及び第19条において、議会や議員が、県民に対し議会活動について説明することに関する規定が設けられている。 今後、議会は、県民の意思の反映や政策等について議論するだけでなく、政策決定の過程の討議等について、県民に直接説明する取組が必要である(中川) | 議会報告会等議会の側から県民に対して直接説明する場について規定が設けられていない。また、そのような取組も行われていない。 県民や、市町の首長や議員との意見交換の場を設け、県民の多様なニーズや行政の課題などについて幅広く把握し、政策に反映するための取組が必要である(日沖) 議会活動について説明する責務が、議会及び議員に課されているにも関わらず、具体的な取組として、政策決定の過程の討議等について、県民に直接説明することは行われていない(中川) | 議会報告会など、議員が直接県民に対して議会活動について理解を求める場を、設置するべきである(後藤) 県民や市町の首長、議員等に対して、直接議会活動について報告したり、意見交換をしたりする場について、条例で規定するべきである。これにより、議会の責務として定期的実施すべきである(日沖) 議会活動の内容である議会における意思決定の過程等について、議員が、県民に対して直接説明する具体的取組についてこの条例で規定し、実施するべきである(中川) |



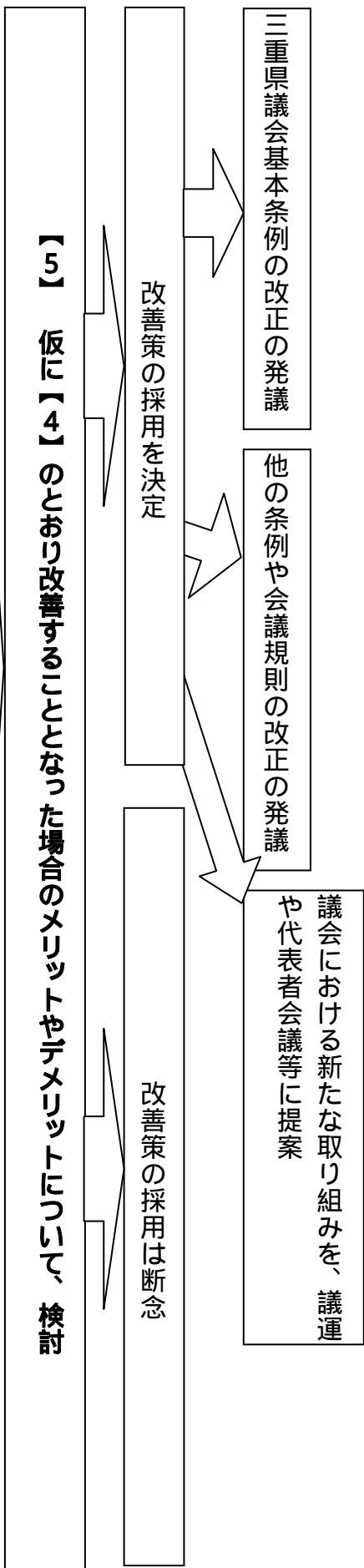
| 【1】関係条文 | 【2】現状認識 | 【3】課題 | 【4】改善意見 |
|------------------|--|--|---|
| VI. 広報広聴 | | | |
| 第3条、第18条及び第19条関係 | <p>◆ 議会活動の広報広聴については、第3条第1号や第4条第3項、第18条、第19条等の規定において、理念や具体的な取組として重疊的に規定されている。</p> <p>政策立案や政策提言などの議会活動は、一般の県民に伝わりにくく、関心も薄い。また、本県議会の改革が先進的であっても、あまり県民には評価されていない。</p> <p>とはいえ、県政は県民が主人公であるから、県民の意識や評価を的確に把握しつつ、議会運営が行われるべきである。(日沖)</p> | まず議会が、議会活動を県民と共有する姿勢を、明確にする必要がある(日沖) | 県民の、議会に対する関心の有無並びに議会活動に対する評価及び理解の深度について、多様な手段を用いて常に的確に把握するよう努めるという趣旨を、改めて規定すべきである(日沖) |
| 第18条関係 | <p>他の自治体の議会基本条例の中には、請願を県民等の政策提言として捉え、必要があるときは紹介議員又は請願者に説明を求め適切に処理する旨の規定があるものがある(日沖)</p> <p>◆ 三重県議会会議規則第70条及び三重県議会委員会条例第26条の2の規定に基づき、委員会審査のため必要があるときは、紹介議員の説明を求め、及び請願者を参考人として招致し説明を聴取することができる。</p> <p>現在、議員の任意の会議である政策担当者会議において、非公式に説明の聴取を行っている(稲垣)</p> | 請願について、紹介議員や請願者の説明を聴取することができないため、適切に処理されていないものがある。 | <p>請願を県民等の政策提言として捉え、必要があるときは紹介議員又は請願者に説明を求め適切に処理する旨を、条例で規定すべきである(日沖)</p> <p>直接願意を聴取する必要があると議会が判断した場合以外にも、請願や陳情のすべての提出者が、意見を陳述する機会を保障されるよう、条例で規定すべきである(稲垣)</p> |
| 第19条関係 | <p>第19条の規定に基づく多様な媒体を用いた県民への情報提供の取組の一つとして、すでに議案に対する各議員の賛否の状況を公開している(稲垣、後藤)</p> <p>◆ 上記の公開は、HPで議決日の当日又は次の日を目安に行っている。</p> <p>第19条の規定に基づく多様な媒体を用いた県民への情報提供の取組の一つとして、月1回議長定例記者会見を実施しているところである(中川)</p> | <p>賛否の状況の公開が遅い(日沖)</p> <p>条例に規定された取組でないため、月1回の議長定例記者会見が実施されないなど取組が後退する懸念がある。</p> | <p>議案に対する各議員の賛否の状況を公開するよう、条例で規定すべきである(稲垣、後藤)</p> <p>賛否の状況は、(さらに速やかに又は議決に先立って事前に)公開すべきである(日沖)</p> <p>議長が定期的に情報発信を行う旨をこの条例で規定し、恒久的に実施すべきである(中川)</p> |
| 第21条関係 | 議会活動に関する資料の公開に資するため、すでに委員会資料をHPで事前公開しているところである(稲垣、後藤) | | 委員会資料を委員会の事前に公開するよう、条例で規定すべきである(稲垣、日沖、後藤) |



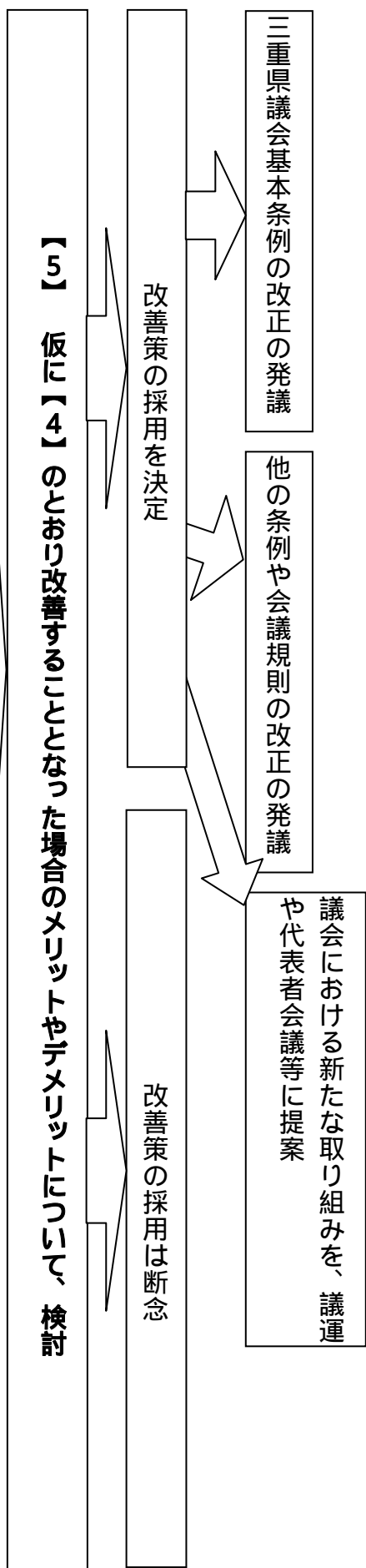
| 【1】関係条文 | 【2】現状認識 | 【3】課題 | 【4】改善意見 |
|-------------------------------|---|---|---|
| ・ 附属機関、調査機関及び検討会等 | | | |
| 第12条、第13条及び第14条関係 | この条例の成立後の平成19年4月、専門的知見の活用に関して地方自治法の一部改正が施行された。 この条例第13条の規定に基づく調査機関は、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用の一類型である(西場) 第12条に附属機関、第13条に調査機関及び第14条に検討会等が規定され、並立している(西場) | この条例と地方自治法の関連規定の改正とが前後したために、整理して規定されていない。 | 第13条の規定に基づく調査機関は、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用の一類型である旨を条例で規定し、整合性を図るべきである(西場) 第12条、第13条及び第14条をまとめて一の条文とするべきである(西場) |
| 第12条関係 | 附属機関においては、「県政の課題」に関して審査、諮問又は調査することができない。 他方、調査機関や検討会等においては「県政の課題」に関して調査することができる(中嶋) 附属機関の委員の身分や待遇等について、条例で規定されていない(稲垣、日沖) | | 附属機関が、「県政の課題」に関して審査、諮問又は調査することができるよう条例で規定すべきである(中嶋) 附属機関の委員の身分や待遇等について、条例で規定すべきである(稲垣、日沖) |
| ・ 議会の会期、議員定数、選挙区、議員報酬等 | | | |
| 新設関係 | | | 「通年制議会」について...検証、検討プロジェクト(後藤) |
| 新設関係 | 議会の会期等については、三重県議会定例会の招集回数に関する条例(昭和31 三重県条例第31号)において規定されている。 | | 三重県議会定例会の招集回数に関する条例を廃止して、又は重複して、この条例で規定すべきである(日沖) |
| 新設関係 | 議員定数や選挙区、議員報酬に関して、この条例に明記されていない(中川) | | 議員定数や選挙区、議員報酬の在り方やその考え方などについて、議員の存在意義等を踏まえ、この条例で規定すべきである(中川) |
| 新設関係 | 現在基本条例とともに「会期」について検証検討が進められている。また、今年度「議員報酬」についても調査機関が設置され検討されており、「議員定数」についての検討も課題とされている(藤根) | | 会期、議員報酬及び議員定数について、この条例又は現行どおり個別の条例において、規定すべきである(藤根) |



| 【1】関係条文 | 【2】現状認識 | 【3】課題 | 【4】改善意見 |
|---------------|--|--|---|
| ・会派 | | | |
| 第5条関係 | <p>その所属する議員を支援するといった趣旨の会派の役割が明記されていない(日沖、西場) このため、この条例の体裁が整っていない(日沖)</p> <p>会派が、政策立案や国に対する予算要望、広報広聴等の実施主体となることについて、規定されていない(西場) 会派に所属しない議員に対して配慮する旨が規定されていない(西場) 第5条第2項において、会派間調整による合意形成について規定されている。</p> | <p>その所属する議員を支援するといった趣旨の会派の役割を明記することにより、この条例の体裁を整える必要がある。</p> <p>会派が政策立案や国に対する予算要望等の実施主体となることについて規定されていないため、会派が十分な役割を果たしていない。また、会派間調整による合意形成も不十分である。さらに、会派に所属しない議員は、無所属であるために不利益を被っている。</p> | <p>会派の役割として「議員がその責務を果たすため、支援する」といった趣旨を条例で規定すべきである(日沖、西場) それによって、この条例の体裁を整えることができる(日沖) 会派が、政策立案や国に対する予算要望、広報広聴等の実施主体となるとともに、会派間の調整を円滑な議会運営に協力する旨を規定すべきである。また、会派に所属しない議員に対して配慮する旨も規定すべきである(西場) 会派が、会派間の調整を行い、円滑な議会運営に協力する旨を規定すべきである(西場)</p> |
| ・議会事務局 | | | |
| 第25条関係 | <p>議会事務局の機能について、特に議会の政策形成能力の補佐の面において、不十分である。</p> <p>H23年度からH24年度までの間は、本県議会の議長が、全国都道府県議会議長会の会長を務める見通しである(稲垣)</p> | <p>議会事務局の機能が不十分なために、議会の政策形成能力が存分に発揮されていない。</p> <p>すでに、本県議会の議長が全国都道府県議会議長会の会長を務めているところであるが、議会事務局の補佐体制が脆弱であり、十分に補佐されていない。</p> | <p>特別職又は一般職として、議会に政策担当秘書や議長補佐の役割を担う職を設置することを、条例で規定すべきである(後藤、日沖) 本県の議長が全国都道府県議会議長会の会長を担っている間は、議会事務局の人員の増強等機能を強化すべきである(稲垣)</p> |
| ・その他 | | | |
| 第9条関係 | <p>議員が個人的に情報や資料の提供を要求する場合を除き、知事等執行部に対して資料の提出や公式な見解を求める場合、本会議や常任委員会において質問したり要求したりする以外、方法がない。</p> | <p>特に少数会派にとって、本会議における質問の機会や会派の議員の所属する常任委員会に限られているため、必要な資料や公式な見解を入手する手段が乏しい。</p> | <p>議会が必要と認める場合や議長が承認する場合において、知事等執行部に対して資料の提出の要求や書面による意見の開陳、説明等を求めることができるよう条例で規定すべきである。 なお、この規定の新設に当たっては、地方自治法第100条の規定に基づく調査権や、知事等執行部の側の負担や対応方法などを考慮する必要がある。また、国会の質問主意書に関する制度を参考とすべきである(中嶋、中川)</p> |
| 第3条関係 | <p>地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。 また、議会という機関の意思を決定するものを決議といい、政治的効果を狙った事実行為的な意思表示がある。</p> | | <p>議会が、意見書の提出や決議によって国や県執行部、県民等に対して意思表示を行うことを、条例で規定すべきである(西場)</p> |



| 【1】関係条文 ・その他 | 【2】現状認識 | 【3】課題 | 【4】改善意見 |
|------------------|--|--|---|
| 第4条関係 | | などといった公的行事への参画が議員活動の一環であると規定されていないため、議員の政治活動などが優先され、県民の信頼を損なう可能性がある。 | 議員活動を規定（明確化）し、本会議や委員会等における審議、政策立案や政策提言のための取組、広聴広報のための取組などの外、公的行事への参画も含めること(西場) |
| 第11条関係 | 第11条（議会の機能の強化）は、第6条と同様の趣旨が重複して記載されているものである(中嶋) | 第11条（議会の機能の強化）の趣旨は、第6条の規定で読み取ることができ、あえて規定する理由が乏しい。 | 当該規定を削除すべきと考える(中嶋) |
| 第15条関係 | 議員間討議が低調である。 | 充実した議員間討議が行われるため、何らかの仕組みが必要である。 | 充実した議員間討議が行われるようす るといった仕組みを導入すべきである(中嶋) |
| 第17条関係 | 地方自治法第100条第14項及び三重県政務調査費の交付に関する条例に基づき、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費の交付を受けることができる。これは、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため制度化されたものである。 | | 会派及び議員は、政務調査費を議員活動の基盤の強化や充実のために支出する旨を、条例で規定すべきである。また、この議員活動の基盤の強化や充実とは、例えば第4条第2項に規定する議員の調査研修や同条第3条に規定する広聴広報に資するための活動に要する経費のために支出できる旨を規定すべきである(西場) |
| 第22条及び 第23条関係 | 第7章（議会改革の推進）において、議会改革推進会議（第22条）と交流及び連携の推進（第23条）とが、別の条で規定されている(西場) 第23条（交流及び連携の推進）において、海外の自治体の議会との交流が規定されていない(中嶋) | | 第23条（交流及び連携の推進）は、第22条（議会改革推進会議）とまとめて規定することにより、地方分権の進展に対応する改革及びそれに資する交流連携の必要性を明記し、改革の方向性を明確化すべきである(西場) 海外の自治体議会との交流について、条例で規定すべきである(中嶋) |
| 新設関係 | 議員連盟について、この条例で規定されていない(西場) 地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会在議決すべき事件について、三重県行政に係る基本的な計画について議会在議決すべきことを定める条例で規定されている。 | | 議員連盟及び地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会在議決すべき事件について、条例で規定すべきである。 |
| 新設関係 | | | 議会の議決権限に属する重要な政策課題について、議会在住民投票を実施し、その結果に基づく政策決定、又はその結果を尊重する政策決定をする制度を導入すべきである(中嶋) |
| 新設関係 | 他の自治体の議会基本条例の中には、円滑な議事運営を実現のための予算確保について規定するものがある(日沖) | 本県の場合、予算が不十分であるため、円滑な議会運営に支障が出ている。 | 議会の機能を十分に発揮し、円滑な議会運営をするために必要な予算を確保する趣旨を、条例で規定すべきである(日沖) |



三重県議会基本条例における条項別取組状況

条例制定後における具体的な取組状況について、冊子「分権時代を先導する議会を目指して」及び「三重県議会の議会改革（議会改革諮問会議答申・資料）」から整理した。

平成18年12月26日
三重県条例第83号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）
- 第3章 議会運営の原則等（第6条・第7条）
- 第4章 知事等との関係（第8条－第10条）
- 第5章 議会の機能の強化（第11条－第17条）
- 第6章 県民との関係（第18条－第21条）
- 第7章 議会改革の推進（第22条・第23条）
- 第8章 政治倫理（第24条）
- 第9章 議会事務局等（第25条・第26条）
- 第10章 補則（第27条・第28条）
- 附則

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今日まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成15年10月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、
し
真摯に努力を重ねてきた。

ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- 二 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

第2章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。

2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。

【取組状況】

- ・議会改革諮問会議が実施した「議会、会派、議員活動」状況把握アンケート結果によると会派及び議員として調査・研修を行った割合は全活動のうち約13%を占めている。(H22.9)

3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。

【取組状況】

- ・同上アンケート結果によると会派及び議員として住民と意見交換等を行った割合は全活動のうち約12.6%を占めている。

4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。

【取組状況】

- ・対面演壇方式をH15年第1回定例会から導入。
- ・H15第1回定例会から平成23年第1回定例会までの質疑質問者数528人のうち

約 75%の 392 人が一問一答方式を選択。

(会派)

第 5 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【取組状況】

- ・少数会派を代表者会議、議会運営委員会に加えて会派間の調整を行うなど全会一致の合意形成に努めている。

第 3 章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第 6 条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

【取組状況】

- ・定例会を年 4 回から 2 回に変更し、議事運営の弾力的かつ効率的な運用を図る。(H20～)

2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

【取組状況】

- ・正副議長選挙に際しては、本会議で実施する選挙に先立ち、公開の所信表明会を議場外で実施。(H12～)
- ・各委員会における正副委員長の選出についても、委員の互選によるとしており、その選挙は公開の委員会で実施。

3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。

【取組状況】

- ・議会運営委員会開催回数 (H19 年 22 回、H20 年 39 回、H21 年 41 回、H22 年 42 回)

4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

【取組状況】

- ・常任委員会、特別委員会開催回数 (H19 年 80 回、H20 年 166 回、H21 年 150 回、H22 年 158 回)

(議会の説明責任)

第 7 条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

【取組状況】

- ・みえ県議会だよりを年6回発行。
- ・テレビ広報として代表・一般質問・予算決算常任委員会総括質疑の生中継のほか、議会ハイライトを放映。
- ・新聞広報として「広報みえ」（9月中旬）、「三重県議会新聞」（8月、12月）を実施。
- ・三重県議会ホームページで、本会議・委員会の会議録、委員会資料等を掲載。
- ・議案等に対する議員別の賛否状況について、議会HP上で公表。（H20～）

第4章 知事等との関係

（知事等との関係の基本原則）

第8条 議会は、二代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。

2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

（監視及び評価）

第9条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

【取組状況】

- ・予算決算常任委員会を設置。（H19.4～）
- ・知事提出議案に対する修正。（一般会計補正予算「美し国おこし・三重」関係（H20.10）、三重県暴力団排除条例（H22.10）等）

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

【取組状況】

- ・予算決算常任委員会および各行政部門別常任委員会から知事に対し、「県政報告書」に基づく今後の「県政運営」等に関して申し入れ（予算決算常任委員会H16～、行政部門別常任委員会H17～毎年）等。

（政策立案及び政策提言）

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

【取組状況】

- ・平成6年以降、政策に係る議員提出条例を18本制定。
- ・意見書や決議の可決。（H19年24件、H20年34件、H21年21件、H22年30件）

第5章 議会の機能の強化

（議会の機能の強化）

第11条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

（附属機関の設置）

第12条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるとき

は、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

【取組状況】

- ・三重県議会議会改革諮問会議を設置。（H21.3～H23.4）

（調査機関の設置）

- 第13条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。
- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。
- 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【取組状況】

- ・「財政問題調査会」を設置。（H20.9～H23.3）
- ・「議員報酬等に関する在り方調査会」を設置。（H23.8～

（検討会等の設置）

- 第14条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。
- 2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【取組状況】

- ・道州制・地方財政制度調査検討会を設置。（H19.6）
- ・政策討論会議を設置。（新しい県立博物館整備のあり方）（H19.6～H19.10）
（福祉医療費助成制度の見直し）（H19.12～H20.1）
（財政の健全化）（H20.10～H21.4）
- ・食の安全・安心の確保に関する条例検討会を設置。（H19.12～H20.6）
- ・水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議の設置。（H19.12～H20.10）
- ・議員提出条例に係る検証検討会の設置。（H20.6～H23.4）

（議員間討議）

- 第15条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前2条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。
- 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

【取組状況】

- ・少数会派を代表者会議、議会運営委員会に加えて会派間の調整を行うなど全会一致の合意形成に努めている。

（研修及び調査研究）

- 第16条 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

【取組状況】

- ・政務調査費を活用した研修及び調査研究が行われている。

(政務調査費)

第17条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその使途の透明性を確保するものとする。

【取組状況】

- ・三重県政務調査費の交付に関する条例一部改正（1件1万円以上は領収書添付）（H19.5）
- ・三重県政務調査費の交付に関する条例一部改正（H20年4月から全ての支出に領収書等を添付）（H20.4）

2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

第6章 県民との関係

(県民の議会への参画の確保)

第18条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

【取組状況】

- ・みえ出前県議会の開催。（H22年度2回）

2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

【取組状況】

- ・公聴会の開催。（「美(うま)し国おこし・三重」三重県基本計画の策定について）（H20.10）
- ・公聴会の開催。（「県立病院改革に関する考え方（基本方針）（案）」について）（H21.4）
- ・参考人の招致。（H19年度33人、H20年度44人、H21年度27人、H22年度4人）

(広聴広報機能の充実)

第19条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。

【取組状況】

- ・政策提案制度による提言。（H19年度1件、H20年度H21年1件、H22年2件）
- ・みえ県議会だよりを年6回発行。
- ・テレビ広報として代表・一般質問・予算決算常任委員会総括質疑の生中継のほか、議会ハイライトを放映。
- ・新聞広報として「広報みえ」（9月中旬）、「三重県議会新聞」（8月、12月）を発行。
- ・三重県議会ホームページで、本会議・委員会の会議録、委員会資料等を掲載。
- ・議長定例記者会見の実施。（毎月1回）（H19.6～）

- ・みえ県議会出前講座の実施。(H19.9～、H19～22年度に計37校)

2 議会は、広聴広報機能の充実を図るため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。

【取組状況】

- ・広聴広報会議を随時開催。

(委員会等の公開)

第20条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

【取組状況】

- ・委員会の傍聴を許可制から原則公開に委員会条例を改正。(H18.12)

(議会活動に関する資料の公開)

第21条 議会は、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

【取組状況】

- ・議会関係三重県情報公開条例施行規程を制定。(H12.3)
- ・平成12年4月以降の会議録について、議会図書室に備え付け。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第22条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

【取組状況】

- ・議会改革推進会議を設置し(H15.10)、総会、役員会、プロジェクト会議、研修会等を実施。
- ①「会期に関する検討プロジェクトチーム」を設置。(H19.6～12)
- ②「議長等任期に関する検討プロジェクトチーム」を設置。(H20.6～8)
- ③「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置。(H21.12～H22.4)
- ④「議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議」を設置。(H23.6～)
- ⑤「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置。(H23.6～)

(交流及び連携の推進)

第23条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

【取組状況】

- ・全国自治体議会改革推進シンポジウムを開催。(H17.1～、計6回開催)
- ・市町議会との交流連携会議の開催。(H20.8、H22.9)
- ・紀伊半島三県議会交流会議の開催。(H20年4～、毎年開催)

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第24条 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。

【取組状況】

- ・三重県議会議員の政治倫理に関する条例。(H18.12)

第9章 議会事務局等

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

【取組状況】

- ・職員を衆議院又は参議院法制局へ派遣。(H12～、1名を2年間)
- ・公共政策大学院インターンシップ実習生の受入(H21～、毎年各2名)

2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。

【取組状況】

- ・未実施。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

【取組状況】

- ・レファレンスサービス向上のため日経テレコン、官報情報検索システム等の配備。
- ・貸出・蔵書管理についてバーコード管理の導入。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

【取組状況】

- ・議会図書室延べ利用者数平成21年度13,788人(うち議員298人)、平成22年度12,545人(うち議員217人)。

第10章 補則

(他の条例との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第28条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。